

芦屋市告示第40号

平成31年2月18日付けで受理した芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例の制定請求は、芦屋市議会における審議の結果、同年3月22日に否決されたので、その旨地方自治法施行令第98条第2項の規定により告示する。

平成31年3月22日

芦屋市長 山中

